

議案第 88 号

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部を改正する政令が令和 4 年 4 月 6 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成16年京丹後市条例  
第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

第11条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例(平成16年京丹後市条例第38号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第38号</p> <p>第1条～3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第38号</p> <p>第1条～3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>

現行	改正案
<p>ウ (略)</p> <p>第5条～7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 京丹後市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>第9条・10条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 京丹後市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対して支払う。</p>	<p>ウ (略)</p> <p>第5条～7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 京丹後市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>第9条・10条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 京丹後市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者に対して支払う。</p>

現行	改正案
第12条・13条 (略)	第12条・13条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。</u>